

平成17年第5回定例会

階上町議会会議録

平成17年11月30日 開会
平成17年12月 2日 閉会

階上町議会

平成17年第5回階上町議会定例会 第1日目

議事日程第1号

平成17年11月30日 午前10時2分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 提案理由説明

日程第4 議案第6号 階上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1 番	加 藤 祐 君	2 番	重 文 字 勝 義 君
3 番	鹿 原 章 男 君	4 番	橋 場 敏 雄 君
5 番	高 松 久 美 子 君	6 番	石 川 清 人 君
7 番	山 田 恵 治 君	8 番	土 橋 信 夫 君
9 番	郷 州 公 典 君	10 番	松 森 嵩 君
11 番	佐 京 登 君	12 番	畑 中 弘 實 君
13 番	大 前 典 男 君	14 番	木 村 勝 彦 君
15 番	金 沢 啓 一 君	16 番	浜 谷 豊 美 君
17 番	荒 道 鶴 造 君	18 番	桑 原 一 夫 君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

町 長	上山 博一 君	助 役	笹山 一夫 君
収 入 役	荒谷 剛生 君	教 育 長	村上 富士夫 君
総 務 課 長	工藤 靖夫 君	町 民 課 長	高階 繁雄 君
保健福祉課長	鳩 文男 君	産業建設課長	林 貢 君
教 育 課 長	三上 孝八 君	総 務 グループリーダー	上 博文 君
企 画 財 政 グループリーダー	高橋 信一 君	税 務 グループリーダー	寅谷 信廣 君
戸 籍 住 民 グループリーダー	池田 隆 君	保 健 福 祉 グループリーダー	中村 豊志 君
中央保育所長	佐々木 忠弘 君	産 業 振 興 グループリーダー	川向 達人 君
土 木 建 設 グループリーダー	中城 功 君	教 育 グループリーダー	小沢 勝 君
出 納 室 長	浜谷 義勝 君	代表監査委員	志民 安之助 君

職務のための出席者

議会事務局長	梨子 謙一 君	総務グループ サブリーダー	沼沢 範雄 君
総務グループ 総括主幹	長根 工 君		

◎ 開会の宣告

午前10時2分

◎ 開議の宣告

午前10時2分

議長（桑原一夫君） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、平成17年第5回階上町議会定例会を開会いたします。ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において1番加藤 祐君、2番重文字勝義君を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月2日までの3日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月2日までの3日間と決定いたしました。

日程第3、この際、議案第1号 先決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件から、議案第18号 第五幹線・枝線下水道整備工事請負契約の締結についての件まで、18件を一括上程いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長（上山博一君） ハイ、議長。

議長（桑原一夫君） 町長、上山博一君。（町長、登壇）

町長（上山博一君） 本日ここに、平成17年第5回階上町議会定例会を開会するにあたり、議員各位にはご多忙のところご出席いただき、誠にありがとうございます。

それでは、本定例会に提案いたしました議案の概要につきましてご説明申し上げ、審議の参考に供したいと思います。

議案第1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、ご説明申し上げます。本案は、青森県乳幼児はつらつ育成事業実施要領の一部改正により、平成17年10月1日から入院時食事療養費を給付対象外とするため、階上町乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例を制定することを専決処分したものについて、その承認を求めるため提案するものです。

議案第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、ご説明申し上げます。本案は、構成団体である名川町、南部町及び福地村が平成18年1月1日から南部町を設置することに伴い、本組合に新たに南部町を加入させるとともに議員数の減少と収入役事務を副管理者に兼掌させるための規約変更が必要となったため、三戸郡町村会館管理組合規約の一部を変更する規約を専決処分したものについて、その承認を求めるため提案するものです。

議案第3号 階上町に収入役を置かない条例の制定についてご説明申し上げます。本案は、収入役を置かないこととするため提案するものであります。

議案第4号 階上町公共下水道審議会条例の制定についてご説明申し上げます。本案は、公共下水道行政の円滑な運営を図るため提案するものであります。

議案第5号 非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。本案は、非常勤特別職の設置及び名称を整理するため提案するものであります。

議案第6号 階上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。本案は、条例の整備及び選挙管理事務従事手当の創設、国家公務員の給与改正に準じ、職員の給与月額並びに扶養手当、勤勉手当の額等を改正するため提案するものであります。

議案第7号 平成17年度階上町一般会計補正予算第3号について、ご説明申し上げます。本案は、既定の歳入歳出の総額からそれぞれ147万6千円を減額し、歳入歳出の総額を54億2,111万3千円とするものであります。

それでは、第一表歳入歳出予算補正の主なものについて順次ご説明申し上げます。

まず歳入であります。諸収入825万2千円等を追加補正し、県支出金218万6千円、繰入金789万5千円等を減額補正いたしました。

次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

総務費は、総務管理費284万9千円、徴税費433万4千円、企画費1,944万7千円等を減額し、増減合わせて2,651万7千円を減額補正するものであります。

衛生費は、保健衛生費を435万4千円減額補正いたしました。

農林水産業費は、農業費510万8千円、林業費148万5千円等合わせて661万円を減額補正するものであります。

土木費は、都市計画費の減額等増減合わせて363万5千円を減額補正いたしました。

教育費は、小学校費155万8千円等を増額しましたが、教育総務費350万8千円、保健体育費524万7千円等を減額いたしましたので、増減合わせて713万円を減額補正するものであります。

諸支出金は、基金への積立金として4,500万円を追加いたしました。

これら減額補正の主なものは、給与関係分と、予算執行に伴う不要額分の減額であります。

議案第8号 平成17年度階上町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算第2号について、ご説明申し上げます。本案は、既定の歳入歳出の総額に167万3千円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ15億884万円とするものであります。

まず歳入であります。国庫支出金に197万6千円等の追加補正をし、繰入金72万1千円を減額補正いたしました。

次に、歳出であります。総務費に55万7千円、保健事業費に32万円等を追加補正いたしました。

議案第9号 平成17年度階上町公共下水道事業特別会計補正予算第3号についてご説明申し上げます。本案は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,492万6千円を追加し歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億3,100万1千円とするものであります。

歳入の主なものは、公共下水道事業費補助金1,520万円、諸収入550万1千円、公共下水道事業債1,740万円等を追加し、一般会計繰入金363万8千円を減額するものであります。

歳出の主なものは、公共下水道事業費の工事請負費 3,310 万 8 千円、補償補填及び賠償金として水道移転補償 772 万円追加し、委託料 699 万 2 千円減額等合せて 3,441 万 4 千円を追加するものであります。

第 2 表地方債補正は、事業費増額のため、起債の限度額を変更するものであります。

議案第 10 号 訴えを提起することについてご説明申し上げます。

本案は、階上町防災行政用無線に係る損害金の支払い請求の訴えを提起するため提案するものであります。

議案第 11 号 階上町ふるさとにぎわい広場に係る指定管理者の指定についてご説明申し上げます。本案は、階上町ふるさとにぎわい広場の指定管理者を指定するため提案するものであります。

議案第 12 号 階上町農村活性化センターに係る指定管理者の指定についてご説明申し上げます。本案は、階上町農村活性化センターの指定管理者を指定するため提案するものであります。

議案第 13 号 階上町住民集会所に係る指定管理者の指定についてご説明申し上げます。本案は、階上町住民集会所の指定管理者を指定するため提案するものであります。

議案第 14 号 八戸地域広域市町村圏事務組合理約の変更についてご説明申し上げます。本案は、八戸地域広域市町村圏事務組合の構成団体である百石町及び下田町が、平成 18 年 3 月 1 日をもって新設合併し、新たに「おいらせ町」を設置することに伴い、同組合理約の一部を変更する規約を制定するため提案するものであります。

議案第 15 号及び第 16 号の三八視聴覚教育協議会規約の変更についてご説明申し上げます。本案は、南部町の新設合併に伴い、地方自治法第 252 条の 6 の規定により、三八視聴覚教育協議会を組織する地方公共団体の数の減少及び増減に伴う規約の変更をすることについて提案するものであります。

議案第 17 号 茨島浄化センター建設工事その二工事請負契約についてご説明申し上げます。本案は、茨島浄化センター建設工事その二工事請負契約を締結するため提案するものであります。

議案第 18 号 第五幹線・枝線下水道整備工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。本案は、第五幹線・枝線下水道整備工事請負契約を締結するため提案するものであります以上、提出議案につきまして概要をご説明申し上げましたが、審議の過程においての質疑等に対しましては、本職並びに関係職員等からお答え申し上げますので、慎重にご審議の上、原案のとおり議決くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。（上山町長、降壇）

議長（桑原一夫君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

日程第 4 議案第 6 号 階上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

9番（郷州公典君） ハイ、議長。

議長（桑原一夫君） 9番、郷州公典君。

9番（郷州公典君） ええ、階上町職員の給与については、行政改革の一環ということで進んでくるとは思いますけども、具体的な数字がないと中々町民は分からないと思います。特にその選挙事務の従事者給与ということになれば全体として7百万とか8百万の金額が掛かります。ええ、これを定額制にするということでありましたが、例えばその他の事務に携わる立会人とかそういうのはどうなるのか。そして、その、例えば職員のを定額制にした場合、全体としてどの位の減額になるのかお尋ねします。

総務GL（上 博文君） ハイ、議長。

議長（桑原一夫君） 総務GL、上 博文君。

総務GL（上 博文君） ええ、お答え申し上げます。まず、立会人の報酬でございますが、これについては、ええ、変更はございません。従来のおりでございます。それからもう一点の職員の手当ての総額が、どうなるのかというふうなことのご質問でございますが、ええ、これにつきましては前回の衆議院議員の選挙に当てはめて、概算を計算いたしますと、前回は全体で327万4千円ほど掛かってございます。それを今回の定額制に当てはめますと、おお、全体で187万4千円ほど、比較しますと、定額制にすれば約140万ほどの減というふうになります。以上でございます。

議長（桑原一夫君） ほかに質疑はありませんか。（質疑なしの声あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第6号 階上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

議事の都合により、12月1日は休会といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、12月1日は休会することに決定いたしました。

以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

次の会議は12月2日午前10時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

(散会時刻 午前10時21分)

平成17年第5回階上町議会定例会 第2日目

議事日程第2号

平成17年12月2日 午前10時4分開議

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 議案第1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
- 日程第3 議案第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
- 日程第4 議案第3号 階上町に収入役を置かない条例の制定について
- 日程第5 議案第4号 階上町公共下水道審議会条例の制定について
- 日程第6 議案第5号 非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第7号 平成17年度階上町一般会計補正予算
- 日程第8 議案第8号 平成17年度階上町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算
- 日程第9 議案第9号 平成17年度階上町公共下水道事業特別会計補正予算
- 日程第10 議案第10号 訴えを提起することについて
- 日程第11 議案第11号 階上町ふるさとにぎわい広場に係る指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第12号 階上町農村活性化センターに係る指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第13号 階上町住民集会所に係る指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第14号 八戸地域広域市町村圏事務組合理約の変更について
- 日程第15 議案第15号 三八視聴覚教育協議会規約の変更について
- 日程第16 議案第16号 三八視聴覚教育協議会規約の変更について
- 日程第17 議案第17号 茨島浄化センター建設工事その2請負契約の締結について
- 日程第18 議案第18号 第五幹線・枝線下水道整備工事請負契約の締結について
- 日程第19 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1 番	加 藤 祐 君	2 番	重 文 字 勝 義 君
3 番	鹿 原 章 男 君	4 番	橋 場 敏 雄 君
5 番	高 松 久 美 子 君	6 番	石 川 清 人 君
7 番	山 田 恵 治 君	8 番	土 橋 信 夫 君
9 番	郷 州 公 典 君	10 番	松 森 蒿 君
11 番	佐 京 登 君	12 番	畑 中 弘 實 君
13 番	大 前 典 男 君	14 番	木 村 勝 彦 君
15 番	金 沢 啓 一 君	16 番	浜 谷 豊 美 君
17 番	荒 道 鶴 造 君	18 番	桑 原 一 夫 君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

町 長	上 山 博 一 君	助 役	笹 山 一 夫 君
収 入 役	荒 谷 剛 生 君	教 育 長	村 上 富 士 夫 君
総 務 課 長	工 藤 靖 夫 君	町 民 課 長	高 階 繁 雄 君
保健福祉課長	鳩 文 男 君	産業建設課長	林 貢 君
教 育 課 長	三 上 孝 八 君	総 務 上 博 文 君	グループリーダー
企 画 財 政 グループリーダー	高 橋 信 一 君	税 務 寅 谷 信 廣 君	グループリーダー
戸 籍 住 民 グループリーダー	池 田 隆 君	保 健 福 祉 グループリーダー	中 村 豊 志 君
中央保育所長	佐 々 木 忠 弘 君	産 業 振 興 グループリーダー	川 向 達 人 君
土 木 建 設 グループリーダー	中 城 功 君	教 育 小 沢 勝 君	グループリーダー
出 納 室 長	浜 谷 義 勝 君	代表監査委員	志 民 安 之 助 君

職務のための出席者

議会事務局長 梨子謙一君 総務グループリーダー 沼沢範雄君
総務グループ 長根工君
総括主幹

◎ 開会の宣告

午前10時4分

◎ 開議の宣告

午前10時4分

議長（桑原一夫君） ただいまの出席議員は１８名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。

1 番、加藤 祐君の質問を許します。

1番(加藤 祐君) ハイ、1番 加藤。

議長（桑原一夫君） 1番、加藤 祐君。（1番 加藤 祐君、登壇）

1 番（加藤 祐君） 12月定例会議会にあたり通告に従いまして一般質問をさせていただきます。管理型浄化槽市町村整備補助事業についてお伺いします。階上町は自立を選択してから行政改革も進む中にも、新しい町づくりをしなければなりません。階上町の都市計画法を見たとき雑種地・原野であれば3反歩から1町歩までは、階上町の開発協議会で許可すれば開発できるのです。よって我が階上町には、八戸市を始め他の市町村から土地と住宅を求める人たちが多いのです。人口10万人以上の都市は、強制的に線引き制度が導入されます。線引きとは、市街化区域と市街化調整区域に分けられ、市街化調整区域は5町歩以上の大規模開発としなければ開発できませんので、宅地利用は殆ど期待できません。我が階上町は地域にふさわしい建築物を誘導するための用途地域は定めていますが、線引きが入っていないので3反歩から1町歩の開発ができます。よって階上町は、生活基盤整備をするとまだまだ人口が増えると考えます。今、環境省の補助事業に、浄化槽設置からその後の維持管理まで一体的に行うBTO方式があります。町民・企業・行政による三位一体の町づくりが、この分野でも具現化しつつあります。

18年から岩手県紫波町では、この事業が市町村で初めて動き出します。階上町でも管理型浄化槽市町村整備補助事業に取り組み、生活環境を整備し、多くの人達が階上に家

を建てられるようお願い一人であります。階上町は管理型浄化槽整備補助事業に取り組む
考えがないのか町長にお伺いします。なお、本定例議会におかれまして一般質問の機会
をいただきましたことに、関係各位に対し心から感謝と敬意を申し上げまして、壇上か
らの質問を終わります。（1 番 加藤 祐君、降壇）

町長（上山博一君） ハイ、議長。

議長（桑原一夫君） 町長、上山博一君。 （上山町長 、登壇）

町長（上山博一君） ええ、加藤議員のご質問にお答えいたします。岩手県紫波町では、
紫波町管理型浄化槽整備補助事業を特定事業として、民間資金等の活用により平成 18
年度から、一般住宅を対象に概ね 1 千基の浄化槽建設維持管理業務を 10 年間に亘って
実施するとし、町が自ら実施する場合の財政負担額と民間資金等の活用による P F I 事
業で実施する場合の財政負担額を現在、且つ換算額で比較した結果、起債償還が終了す
るまでの 40 年間ににおける町の財政負担額が 38. 8 % 節減でき、また低料化出来ない
町民の生活環境改善についての満足度、河川水質改善の早期改善、浄化槽の維持管理水
準の向上など多くの効果も期待できるとされています。階上町においては、大蛇地区漁
業集落環境整備事業を平成 13 年度に完成し、同年度から石鉢地区公共下水道事業をス
タートさせ、平成 21 年度の一部共用開始に向けて工事を進めているところであります。
平成 18 年度は、処理場、ポンプ場、管渠工事等合せて 7 億 7 千万円、また合併浄化槽
設置整備事業として 28 基、1 千 8 百万円を要望しているところであります。加藤議員
が言われます岩手県紫波町の管理型浄化槽整備補助事業が、平成 18 年度にスタートす
るとありますから、階上町の現状を踏まえ色々な面から情報を収集し、調査をして行き
たいと考えております。以上であります。 （上山町長 、降壇）

1 番（加藤 祐君） ハイ、議長。

議長（桑原一夫君） 1 番、加藤 祐君。

1 番（加藤 祐君） えー、町長の考えを聞きました。まあ、概ね、あの、町長の考え
を聞きますとこれから導入を考えたいということに捉えて結構なようでございます。え
え、私は昨今の合併のことを考えて他町村を見たときに、滝沢村が今 5 万人都市に膨れ
上がっております。何故あの滝沢村が 5 万人になったかと申しますと、所謂都市計画
法の中に線引き制度があり、盛岡市と都南村が合併したときに、都南村がすぐさま線引
き制度を導入された訳でございます。人口 10 万人になりますと、人口 10 万人以上の
都市は、国の制度の中に必ず都市計画法線引き制度を導入しなければならないという決

まりがございます。この中で滝沢村が合併しなかった訳でございますが、その村が今ほとんど住宅が増えております。我が階上町もその宝がございます。私たちの都市計画法は用途地域が指定されてございますが、所謂3反歩から1町歩までの開発は、開発申請を出せば雑種地と原野であれば出来る訳でございます。そういうものを利用してあわせて管理型浄化槽、その補助事業を導入したならば、沢山の魅力が出て来るんじゃないかな。今紫波町の状況を見ますと、浄化槽1千基を補助をいただいて買うそうです。そしてその設置の方まで、町が企業と一体となって、三位一体となって関わるものでございますが、そうすると一基当り試算では70万ほど浮くそうでございます。その試算だようでございます。また、その後のメリットとして、今度維持管理まで一緒にするんだということでございます。今までは皆さんご存知のように、今階上町に新築されている業者は、またこれ管理型浄化槽でございますが、この浄化槽を設置した後に今度は、その後の維持管理を、まあ、ここには資格を持った方がございませんので、八戸市の方の業者が入って来て維持管理を受け、そしてその維持管理費に年間5万円位掛かっています。そうしたならばその制度を導入して階上町に入れたならば、設置の時も安く出来るしその後の維持管理も、これは長年の間の換算をしてみますとこれは凄い私はメリットがあるんじゃないかと、そうすると八戸市の高いところに土地を買って家を建てるよりも、じゃ階上に行こうかとそうすると、街も行政も潤ってくる可能性を持ったものじゃないかとかこう考える訳でございます。これは大変な、大きな私は、事業じゃないかなとかう捉えております。今は何処の町村も皆財政が大変な時でございます。階上町は八戸市という境を持って通勤にも道路の拡幅もし、今どこを歩いても整備され、私は階上町は自立してこれから羨ましがられる町になると私はこう考えてございます。町長のもう一度、この私の考えを出した訳ですから、町長がどのように考えるのか、町長の考えをお伺いします。

町長（上山博一君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 町長、上山博一君。

町長（上山博一君） ええ、加藤議員の環境を綺麗にしたいというその意欲と、ええ、そしてそのために必要である下水道であるとか、浄化槽等その管理を将来的には階上の業者にこれをして貰うと、まあ、あの、基本的にはもちろん同感であります。この事業いわゆる管理型浄化槽というのは今スタートしたばかりであります。紫波町のほかに北海道に一つスタートしたいというところがあるようでありますが、まあ、この二つがこれからのモデルとして全国から注目集めるのではないかと思います。まあ、あの、岩手県も北海道も青森県の隣でありますから、ええ、これをどういうものであるのかと、まあ、多分計画は多分霞ヶ関のあたりで出来たのであろうと、霞が関の方も、あの、官僚

のグループも公共下水道は、それはそれで良いだろうと、しかし公共下水道が適さないところは合併浄化槽を進めたいと、ということだろうと思いますので、まあ、階上町もそれに沿って考えて行かなければならないと思っていますところ。加藤議員の主旨よく分かっておりますので、ええ、18年度からはこれをまた良く調査・検討しまして将来に向けて行きたいとこのように思っています。以上でございます。

1 番（加藤 祐君） ハイ、議長。

議長（桑原一夫君） 1 番、加藤 祐君。

1 番（加藤 祐君） えー、この浄化槽、下水道は下水道です。もう集落の中で下水道は皆メーンのところは通っていますけども、今階上町も下水道は整備されてきていますけども、この管理型浄化槽は、これは今汲み取り式の便所のところもあります。従来の型の、沢山ございます。そして、また、これから新しく建てる人も、団地には必ず管理型浄化槽が入ってきます。これは、あの、町長さっき下水道の整備はされていますということですけども、それと平行して進まなければならない。これは絶対的なものでございます。今生活環境は、本当に、あの、トイレ何かはもう新築するところでは汲み取りにするところは殆どございません。皆浄化槽を設置します。それに本当に、あの、それを今度は維持管理して行くのに、今業者どんどん八戸から入って来ていますけども、5万円というと10年掛かって50万円ですね。それが町で係わったときに、その、今紫波町ではどう進むか一寸これから、あの、進む次第に私に資料を送って下さるということでございますけども、あの、本当に素晴らしい取り組みをしております。で私は、ここでまた行政に携わる課長さん達にもお願いをしたい。グループリーダー、課長さん達今他町村で様々なその施策の取り組みをしております。新しいものの先取り、そういう、今まではこうだったからそれを守って行くんじゃなくて、これから何を国の方で新しい事業で出しているのか、それをまた町長ばかりじゃなく、行政に携わる職員の私は仕事であろうと考えます。議会も同じなお一層職員のこれからの仕事が、今パソコンというコンピュータの中で仕事が出来ます。皆さん1台1台コンピュータを持っている訳でございますから、仕事の量が多くなるんでしょうけども、その中央の方の政策をいち早く捉え、そして我が階上町にそれを仕事として遅れないように、そのことを私はお願いして質問をこれで終わります。有難うございます

議長（桑原一夫君） 以上で1 番、加藤 祐君の質問を終わります。

これにて一般質問を終了いたします。

日程第2 議案第1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

6番（石川清人君） ハイ、議長。

議長（桑原一夫君） 6番 石川清人君。

6番（石川清人君） ハイ、石川でございます。えー、この議案第1号専決処分した事項の件でございますが、ええ、これは、あの、県の方からの町に対しての二分の一助成、これを対象外とするということの意味で、あの、したことだと思います。今、国、県あげて少子高齢化対策及び子育て支援を重点的にあげて来ております。その中でも出生率の向上、これを更に重点的にあげて来ている中で、ええ、県の方でこの二分の一の助成を対象外にしたということは、ええ、県知事に対して注文付けたいところではございますが、ええ、その中でも我が町の二分の一の助成をいただかなくても、然程の金額ではないと考えております。その中で町単独で助成していただきますようお願い申し上げます。

町長（上山博一君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 町長、上山博一君。

町長（上山博一君） ええ、今、あの、石川議員のご質問は県費がカットされたと、それを町で負担をしてはどうかとそういうご意見であると思いますが、まあ、それも大変大きなことではあると実は思います。まあ、あの、特に少子化に対する対策のブレーキになってはならないということだろうと思います。理由は分かります。今、あの、行財政改革等も進めておるところでありまして、まずは義務的なものはともかくとして、先ず抑えるべきところは一旦、まあ、とりあえず抑えると、そしてこれを徐々に緩和したり、また、あの、これ以外のものについても、あの、投資したりということでありまして、ええ、これはあの、階上独自でも良い訳でありますけども、周辺町村等の対応を見ながら、まあ、前向きに検討して行けるんじゃないかと、将来的には前向きに検討していけるんじゃないかと、まあ、額もそう大きいものでもないようですので、まあ、そのように考えているところでありまして、原案どおりお認めいただきたいとこのように思います。以上でございます。

6番（石川清人君） ハイ、議長。

議長（桑原一夫君） 6番 石川清人君。

6番（石川清人君） ハイ、答弁有難うございます。ただ、こういうことは1年も2年も周りを確認して云々じゃないと思います。現にもう三戸町ではやっております。そういうところも、あの、視野に入れながら、先ほど申し上げました金額的に微々たる金額でございます。何も他町村を比べてどうのこうのじゃないと思います。早急に、早急にしていただきたいと再度申し上げます。以上でございます。

町長（上山博一君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 町長、上山博一君。

町長（上山博一君） ええ、まあ、あの、早急にということではありますが、これを従来どおりということだろうと思いますけども、ええ、まあ、今回についてはこれを当面認めていただきたいと、まあ、あの、早急に出来るかどうかについては、早急に検討するというところであります。以上でございます。

ほかに質疑はありませんか。（質疑なしの声あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、これを承認することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件はこれを承認することに決定いたしました。

日程第3 議案第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、これを承認することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件は、これを承認することに決定いたしました。

日程第4 議案第3号 階上町に収入役を置かない条例の制定についての件を議題と

いたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第3号 階上町に収入役を置かない条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第4号 階上町公共下水道審議会条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第4号 階上町公共下水道審議会条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第5号 非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第5号 非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第7号 平成17年度階上町一般会計補正予算の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第7号 平成17年度階上町一般会計補正予算の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第8号 平成17年度階上町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第8号 平成17年度階上町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第9号 平成17年度階上町公共下水道事業特別会計補正予算の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第9号 平成17年度階上町公共下水道事業特別会計補正予算の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第10号 訴えを提起することについての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第10号 訴えを提起することについての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第１１ 議案第１１号 階上町ふるさとにぎわい広場に係る指定管理者の指定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第１１号 階上町ふるさとにぎわい広場に係る指定管理者の指定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第１２ 議案第１２号 階上町農村活性化センターに係る指定管理者の指定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第１２号 階上町農村活性化センターに係る指定管理者の指定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第１３ 議案第１３号 階上町住民集会所に係る指定管理者の指定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第１３号 階上町住民集会所に係る指定管理者の指定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

この際、日程第１４ 議案第１４号 八戸地域広域市町村圏事務組合規約の変更につ

いての件から、日程第16 議案第16号 三八視聴覚教育協議会規約の変更についての件まで、3件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第14号 八戸地域広域市町村圏事務組合規約の変更についての件から、議案第16号 三八視聴覚教育協議会規約の変更についての件まで、3件を一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第17号 茨島浄化センター建設工事その2請負契約の締結についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

9番(郷州公典君) ハイ、議長。

議長(桑原一夫君) 9番 郷州公典君。

9番(郷州公典君) ええ、あの、公共事業下水道について関連があるものですから、これからの浄化槽の処理場の建設計画についてお尋ねしたいと思います。これまでの話し合いの中で、ええ、26億どが大変大きい金額がこの処理場に掛かるということでありまして、やっと今回、ええ、6千万ほどで杭打ちっていうんですか、基礎工事が始まるということではありますが、これからの処理場の建設計画はどうなるのか、ええ、町の財政は大変厳しくなって来ると思いますが、そうした中での20年度で、ええ、公共下水道の一般共用という期限もありますので、その中でどういうふうな計画になるのか町長のお考えをお尋ねいたします。

町長(上山博一君) ハイ。

議長(桑原一夫君) 町長、上山博一君。

町長(上山博一君) ハイ、郷州議員にお答えしたいと思います。ええ、処理場の着手、今始まったところであります。まあ、前には平成13年度から管渠等布設している訳であります、丁度今始まったところと、ええ、21年度には一部共用開始と、まあ、基

本的にはこれは変わっておりません。そのほかの建設計画今後どうなのかということについては、担当の方からお答えさせます。

産業建設課長（林 貢君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 産業建設課長、林 貢 君。

産業建設課長（林 貢君） ええ、それでは今後の計画につきまして、概要を申し上げます。ええ、現在、あの、基礎工事を今年度、ええ、今回提案しているものでございますが、18年度はこれをもとにしました管理棟の建設計画、約7億7千万ほど予定しております。ええ、その後、平成19年度は機械設備等の建設でございまして、約6億7千9百万ほど、そして平成20年度は電気関係の工事等に5億5千万ほど、これから掛かっていくものと思っております。その上で、まあ、21年一部共用ということでこれから進めてまいりたいと思います。まあ、なお、管渠工事も若干これにも付随してきますが、大きい予算はこのような経過でこれから進めてまいりたいと考えております。以上です。

9番（郷州公典君） ハイ、議長。

議長（桑原一夫君） 9番 郷州公典君。

9番（郷州公典君） これからの建設計画の中で、今求められるというのは行財政との係わりになると思いますけども、その、大変心配な部分がありまして、ええ、もう一度確実にやって行くのかどうかお尋ねしたいと思います。

町長（上山博一君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 町長、上山博一君。

町長（上山博一君） ええ、公共下水道には膨大な資金が掛かることは、ご承知であると思います。まあ、そのことを郷州議員が心配していると、計画どおりいくかどうかいうことだろうと思います。今石鉢学区、一期工事として99ha約100haでありますけども、1期～3期まで約300ha膨大な金であります。全部3期までということになりますと、おおよそ300億円は掛かるだろうといわれております。当時このことはスタート時点で、そんなに掛かって出来るのかと、心配は各議員から、当時私も議員であった訳ですけども、当時の町長・担当に正した訳ですが、非常にこれは、あの、長

期的な問題、1期10年としても30年であろうと、ずっと先のことからと、まあ、一応国、県とも詰めてやったことだと、まあ、当然に階上町の財政のこともあります。国、県のこともあります。変動することも当然考えられる訳であります。相当の膨大な金額と長期間要することです。当面の1期工事については計画どおりやって行きたいと、まあ、このように思っているところであります。

議長（桑原一夫君） ほかに質疑はありませんか。（質疑なしの声あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第17号 茨島浄化センター建設工事その2請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第18号 第5幹線・枝線下水道整備工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

1番（加藤 祐君） ハイ、議長。

議長（桑原一夫君） 1番、加藤 祐君。

1番（加藤 祐君） 1番、加藤です。ええ、今回のこの工事の締結については、ええ、八戸の業者が契約をした訳でございますが、ええ、それに関して我が階上町の工事状態を見ますと、昨今、階上町の業者が80パーセントほど工事を受注しているように見受けられます。本当に私は改善されたなあという関心をしております。ただ、こういうふうにどうにもならない部分はございましょう。まあ、どうしてもこれはランク付けの中で、まあ、A級とか、そうやって来ると階上町にA級の業者が1社しかない訳でございますから、その中での工事の発注は、こりゃ仕方ないこう思いますが、どうかこの昨今の経済状況から見ますと、皆さん凍っております。本当にもう我慢に我慢をして、こう重ねて業者も耐えてございます。その中を考えますと出来るだけ、出来るのであれば私はそれを、分離して地域の建設業者に発注を願いたい。こう願って私は質疑を終わらせていただきます。これには回答をいりません。お願いをして終わります。

議長（桑原一夫君） ほかに質疑はありませんか。（質疑なしの声あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第18号 第5幹線・枝線下水道整備工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第19 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員会から、会議規則第75条の規定により、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上でもって、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

この際、町長から発言の申し出がありますので、これを許します。

町長 上山博一君。

町長(上山博一君) 平成17年第5回階上町議会定例会閉会にあたり一言申し上げます。今定例会は、本日をもって閉会となりますが、ご提案申し上げました全議案を原案の通り可決いただきましたことにお礼を申し上げます。私の町長としての任期は、今月23日ではありますが、今定例会は任期中の最後の議会となるものと思っています。4年間ご協力いただきましたことにお礼を申し上げます。向寒の砌でありますから議員の皆様もご自愛なされて、ご健康で町と町民のためにご活躍されますことを切望しまして閉会に当たっての挨拶といたします。以上であります。

議長(桑原一夫君) これにて、平成17年第5回階上町議会定例会を閉会いたします。

(閉会時刻 午前10時50分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

階上町議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

